

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和6年10月28日(月) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 主権者教育について
 - 3 その他

午前9時58分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。この委員会において写真撮影、傍聴、録音録画を許可しております。

1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 早速協議事項に入っていきます。協議事項の1点目、所管事務調査についてですけども、指定管理者制度の総括について素案をまとめ、提言と終わりにをmoreNOTEに掲載しております。意見のある方は11月1日までに事務局へ申し出ただければと思います。そのほかについては、正副委員長で取りまとめたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。この件について、ほかに何か御意見等があれば承っておきたいと思います。福山委員。

○福山権二委員 絞らずにどこでもいいからということですか。

○桂藤和夫委員長 基本的には、提言と終わりにあたりを重点的に見ていただければと思います。福山委員から意見を送ってもらっているので、終わりにのところで多少はしょって挿入しております。副委員長から総括と終わりにのところで、けさ出てきた文章がございますので、副委員長から説明をお願いしたいと思います。

○坪田朋人副委員長 資料の1-1が総括について、資料1-2と1-3は、これも載せてもいいのではないかなというところで案をつくっています。これを見ていただいて、全部載せるわけではございません。1-1をメインに、2と3については出してみたというところです。委員長、副委員長で相談しながらまとめていきたいと思うのですが、皆さんからどうしてもこれが足りないのだということがあれば、意見を出していただければと思います。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 正副委員長がまとめられたところは、要約するところですか。

○坪田朋人副委員長 提言と終わりにというところです。それまでのところはやった経過とか記録にな

っておりますので、それから考えられる提言と終わりにというところを読んでください。moreNOTEでいくと17分の14から始まります。ページ数でいうと12ページ。委員会からの提言というところ。それから第5の終わりにもありますので、どうしてもこれが足りないというところがあれば言ってください。委員長がおっしゃられたように、11月1日までに事務局に送付いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○桂藤和夫委員長　ほかにありませんか。ないようですので、2番目、財政運営についてです。前回のヒアリングをまとめておりますので、内容を御確認いただき、この提言案について御意見があれば同じく11月1日までに事務局へ申し出てください。これについて御意見がなければ、次へ行かせてもらっていいですか。副委員長。

○坪田朋人副委員長　これも、きょう議論するというよりかは、11月1日までにしっかりと意見を出していただいて、まとめていくという形になると思います。急いでやってもいい話にはならないと思いますので、ぜひしっかり熟考していただいて事務局に提出してください。よろしくお願いいたします。これは先日行ったヒアリングのまとめです。これが言いたいみたいなのところがあれば、提出してください。基本的には委員長、副委員長で素案をつくりたいと思うのですが、ぜひこれを載せてくれと、これはどうしても言いたいのだというところがあれば。

○桂藤和夫委員長　福山委員。

○福山権二委員　委員長、副委員長がまとめるのはいいのだけれども、委員会の意識性は少し話し合ったほうがいいかなという気がするのです。

○桂藤和夫委員長　副委員長。

○坪田朋人副委員長　1番下に次回と次々回以降というところで予定があります。11月1日までに申し込んでいただいた部分は、11月5日に素案をつかって皆さんに提示して、また話をしようかなと思います。ぜひそこで話を深めていければと考えているのですが、もっとこうしたほうがいいというのがあれば、また案を出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○桂藤和夫委員長　それでは次へ行かせてもらってよろしいでしょうか。3番目、これも所管事務調査についての項目ですけれども、庄原市における公文書年表記についてです。これまでの経過について、先進地の調査は5月13日の総務常任委員会の資料に添付しておりますので、これを御参照ください。2点目の条例立案の留意点という部分は、皆さんでしっかり御認識いただいた上で議論しないといけないと思うのですが、この件について事務局から説明をお願いします。局長。

○山根啓荘議会事務局長　それではmoreNOTEの資料3-1をごらんください。条例立案の留意点という資料にしております。まず1番の趣旨ですが、年号の表記を明文化することについての検討にあたり、条例立案の留意点を明らかにし、本件がどのような形式がふさわしいのか判断材料を示すということです。また、公文書の年表記については和暦と西暦を併記することを明文化することについて、一定の方向性を導き出すということです。2番の条例及び規則とは何かということですが、まず基本的に条例は、長が提案権、それから議会が発議する権利があります。地方公共団体、条例とは何かということで、これは自治法に定めがあります。地方公共団体は義務を課して、または権利を制限するには、法令の特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないと定めがあります。条例は、当該自治体の事務に関するものに限られていまして、法令とか憲法には違反しないこととなっております。一方、規則は地方公共団体の長が定めることとなっております。法令に違反し

ない限り、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができると自治法に定めがあります。ここでポイントになるのは、条例に違反しない限りとは書いていないということです。議会が制定する条例と長が制定する規則があった場合、どちらを優先するかということになると、基本的に優劣関係はないと言われています。3、他市による条例立案に関する指針というのがありまして、これは参考として所沢市の例を挙げております。所沢市では立案に関する指針を決めており、大きくは3点。1番は必要的条例化事項。これは市民に義務を課し、または市民の権利を制限する事項は条例化しますということになっております。また、②として法令の中で、条例で定めることにより等、条例での規定が明示されている事項は条例化をしますとなっているそうです。2番が任意的条例化事項ということで、①が行政運営全般または個別行政分野の基本となる事項を定めるもの。②として、負担金の関係については使用料、手数料、市税等が必要的条例化事項であることや受益者負担とはいえ市民への負担を強いていることから、条例で定めることとしているということで、負担金関係も条例化しようとしています。③として、市の行う政策が市民の生活に直接影響を及ぼすような重要事項であり、かつ継続性を有する場合で、条例の意義に照らし条例化の実効性が期待できるもの。それから④として、市、市民、事業者に対して、一定の事項を厳守する責務を定めようとするもの。こういったところは、任意的ではあるのですが条例化事項にしていこうという考え方です。それから(3)では規則化事項、条例化する必要はないのではないかということで規則を定めるといったものです。①で、自治法または個別の法令の規定により、規則で定めることによりなど、規則事項とされているもの。それから②として、条例の規定により規則事項とされているもの。それから法令、条例に基づく事務の対象、内容手続等について定めたもの。次のページに行ってください。④で市民の生活に影響を及ぼすような施策で条例化に至らない比較的容易なもの。⑤として、市行政の事務のあり方について、条例化に至らない比較的輕易な内部手続に属するものといったように分けて、条例にするのか、規則にするのか判断をされているようです。4番として、条例をつくる留意点、手順、検討事項です。留意点としては、①にありますように、有効性があるかと。条例制定によって、どれだけ解決や改善するかという有効性。②としては、制定によってどれだけ費用・コストが生じるかという効率性。それから③、そういった効果・コストが住民等にどのように配分されるかという公平性。こういったところに気をつける必要があるだろうということです。手順については少し重複する部分もありますが、課題のうちから重要かつ実現可能なものを選択し、ときにはちゅうちょする。条例によらず何とかならないかという内部検討もし、影響を調べる。利害関係者を説得する。市民の中に入って議論をしながら関心を盛り上げ、条例という形式にまとめ上げる。それから、法制担当との協議。議会・議員への提案・説明をしながら、理解を得られるまで協議して条例案として議決を得る。これは執行部の手順なのですが、こういった手順になります。条例をつくる場所では立法事実があるかということで、条例化の基礎によって、先ほど言った有効性などとも関連するのですが、対応の必要性とか内容の合理性を支える社会的、経済的、文化的なデータ、こういったものがあるかどうか。それからもう少し具体的に言えば、害悪の危険性とか、事件があったとか、市民の声とか、これまでの対策に限界があったとか、ほかの自治体の取り組みなどを検討していく必要があります。基本方針としては、条例の名称から目的とか中身を具体的に検討していくということも、検討事項にはなってくるかと思っています。それから3ページ、条例制定の手続のポイントということで、ここは表で示しております。必要性・有用性が高い低いを上下関係、横では実現困難・容易で分類して決定をしていくという、条

例化すべきかどうかの一つの判断材料ということで図を示しております。実現困難で必要性が低いような③については、特に条例化は必要ないと一般的には言われております。これら2番から、今説明しました5番については、第一法規の条例企画・条例指導の要点等から抜粋したり、あるいは大学の先生の資料等から抜粋をしたりしました。ここから議論してもらう必要があるのですが、本件の検討ということで、庄原市の公文書の年表記について、市民が記載する方法は選択制をとっていることから大きな課題とはなっていないと。それから、この併記について条例化された他の自治体の事例は、5月13日の資料からするとなかったという事実があります。記載を定めた自治体の多くは、規則や規程で定めていた状況だったのではないかと思います。公文書の年表記について推進するということは理解できるのですが、条例化するまでの必要性は、先ほどの説明からするとないと言えるのではないかと、今のところは考えています。年表記について、執行部にこの明文化を求めるなら、他の自治体と同様に規則とか規定とか、そういった形での検討を提案するべきではないかと、現在話が出た中ではまとめたところです。総務課のヒアリングをこれから委員長、副委員長が設定されると言われているので、執行部がどう考えているのか。これまでの議会答弁でもありましたが、委員会としてもう一度考え方を聞く。そして、明文化する考えはないのか、そういったところを確認すればいいのではないかとということで、その前段として考え方をまとめたところです。説明は以上です。

○桂藤和夫委員長 ただいま事務局長から説明をいただきましたけれども、この件で質問等ありませんか。留意点を説明していただきましたが、これを受けて、現在、宇江田議員から条例の案が出ております。これが資料3-2になります。局長。

○山根啓荘議会事務局長 ことしの春より少し前だったかもしれないのですが、事務局へ出されたものですから、一つの案といいますか例として、こういう形を考えておられるというのは出したほうがいいと思い、資料としてお示しをしております。先ほどの留意事項であるとか、総務課のヒアリングで聞いてもらうとか、そういったことを含めて検討していただければいいのかなということでお示しをしております。

○桂藤和夫委員長 これまでの経過、立案の留意点、条例案等を踏まえて、一度総務課のヒアリングを実施したいと考えております。第1候補が、まだオーケーをもらっていませんけれども、11月19日を予定しております。総務課からまた返事が来ますので、都合が悪ければ別の日になるかもしれませんけれども、日程を調整した上で、この19日を軸に調整したいなと思っておりますので、また決まり次第、追って御連絡しようと思っております。よろしくお願いいたします。

2 主権者教育について

○桂藤和夫委員長 それでは協議事項の2点目ですけれども、主権者教育についてです。11月12日に庄原実業高等学校へ行きますけれども、前回の委員会のときにクイズを3問ぐらい出したいということで、どんなものを出せばいいか、きょうまでに考えて来てくださいますと申し上げました。御意見を承って決めないと時間もありませんので、いかがでしょうか。坂本委員。

○坂本義明委員 失礼なのだけれども、高校生相手だから、議会とか選挙の意義というのを中心にわかりやすい質問をしたほうがいいのではないかと。難しい質問をしても理解できないと思う。例えば、何歳から投票ができるかと、立候補できるかと、何歳までできるかと、立候補できる条件とか、

市民でないといけないとか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今度行くのは3年生ですよ。今回の選挙で投票したかどうかというのは選挙管理委員会でデータがすぐつくれるか。

○桂藤和夫委員長 それまでにまとめられるかと言えば、難しいかもしれません。

○福山権二委員 投票所ごとの投票率はすぐ出ますよね。選挙に対してどういう意識を持っているか、行動の実績がわかるとかなりレベルの高い質問が実態に即してできるだろうと。

○桂藤和夫委員長 大体3割程度だと聞いていますけれども、18歳の投票率というのは、今回はわかりません。國利委員。

○國利知史委員 3割を答えとして、18歳の投票率は何%ですかみたいな簡単なもの。高校3年生でも18歳の子もいれば17歳の子もいるので、年齢でくるといえるか。18歳の投票率は、みたいに。

○桂藤和夫委員長 それだったら国政より市議会議員選挙の前のデータを使ったほうがいいのではないですか。

○福山権二委員 今度行く高校の学校側の取り組みとして、有権者教育とか選挙に関する授業とかはどれぐらい実績があるのですか。

○桂藤和夫委員長 ある程度やっていますよとおっしゃっていましたがけれども。

○福山権二委員 学校として、その授業をして、それに対してどう生徒が反応したかというデータは取っていないですよ。

○桂藤和夫委員長 多分そこまではないだろうと。

○福山権二委員 衆議院選挙で街頭演説するときに、高校生が聞くところとそうでないところがあったのですよ。高校生がよく聞いているところに行き、どうでしたかと。興味があるのかと聞いたら、興味があるのではない。学校で、選挙があるのでいろんなことを聞いてから投票しろと言われている。よくここに立ってみんな演説をするから、ここでよく聞いているのだと。あなた方だけに興味があったわけではない。そうですかと言ったのだけれども。何が言いたいのかと言えば、そういう教育をしているところもある。だから、実業高校がどれだけ教育をして、どれだけ成果があつて、どういうレベルにあるのか。全くそれは無視して、こちらの勝手にこれとこれを聞けばいいのではないかと聞くかどうかは、一つ判断をしたほうがいいのではないかと。なかなか難しいこともあるだろう。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 国の農業政策とか、市の農業政策はどうなのかというのなら興味があるかもしれない。

○桂藤和夫委員長 実業高校なので農業の話題をワークショップでしっかり話し合うような形にしてくださいということを言われました。入り口ですから、選挙にまつわる基本的な部分を何点か聞けばいいのかなと感じています。あまり難しい投げかけをしてもいけないかなと思うので。それとガイドブックの内容をピックアップして、質問を考えたらいいかなと思うのですけれども。

○福山権二委員 ガイドブックは生徒にはまだいっていないわけですか。

○桂藤和夫委員長 いっているでしょう。國利委員。

○國利知史委員 これをタブレットで向こうも見れるわけですよ。今の段階で言えば、基本的には自分で持っているタブレットで、ガイドブックは今時点でも見れる状態にはありますよね。それを当日スクリーンに映すと。きちんと私たちも見えておかないといけない。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 まず前提として、この主権者教育は市議会のガイドブックを活用したものというところになっていますので、クイズはアイスブレイクという形で入れたいなと。この市議会ガイドブックを活用するということで、この中から一つか二つは出したほうがいいのではないかなと考えています。目的としては、きょうの総務常任委員会のmoreNOTEの中に主権者教育スケジュールを載せておりますので、そこを見ながらやっていけばいいかなと思います。子供たちがどれだけ主権者教育を受けているかというところになるのですが、学校によって、主権者教育を行う時期がまちまちです。近々でやられたところもあり、そういうところは子供たちが、実際にどんなことをやっているのだろうかみたいな興味を持っているという状況ではあるのですが、まだやっていないところに関しては、そこまでの興味がないという可能性があります。実業高校に関しては、ことしの分はまだ行われていなさそうな雰囲気ではありましたので、詳しくはないのではないかなというイメージはついています。詳しいというか、積極性に関しては、そこまで高くないかもしれません。ただ、前も申し上げたのですが、行政への要望というところは、生徒それぞれが何となくのイメージを持っているとおっしゃられていました。こうやってほしいとか、こうしたいのだみたいなイメージがあるようなので、そこはワークショップで掘り下げていただければと思います。

○桂藤和夫委員長 クイズをどう出すかという議論に戻りたいと思いますけれども。

○谷口隆明委員 このスケジュールに、市議会ガイドブックの紹介の中にクイズを交えつつガイドブックの説明を行うとあるので、ガイドブックの中から簡単なものを選んで、ガイドブックのことだけすればいいのではないですか。その中で三つぐらい選んで。そうしないと進まないと思うので、それだけでいいと思う。

○桂藤和夫委員長 谷口委員の意見で、ガイドブック中からクイズを出して主権者教育につなげたほうがいいとありましたが、そういう方向でいいですか。具体的にどの辺を質問項目にするかというところを皆さんと議論していけばいいかなと思うのですけれども。立候補の年齢とか…。ただいま坂本委員から正副委員長で考えていただければという御意見が出ましたけれども、ほかにございませんか。これだけは出してくれというものがもしあれば。ないようですので、議会ガイドブックの中から3問ぐらい選択をして考えるという方向でよろしいでしょうか。では、そのように取り扱います。

3 その他

○桂藤和夫委員長 3番目ですが、その他について何か皆さんから意見、要望がありますか。特にないようですので、次回の総務常任委員会は11月5日火曜日午前10時から予定しております。それと、先ほども申し上げましたけれども、その次の総務常任委員会を11月19日で予定しようと思っております。総務課の御都合等があるので、もしかしたら日程が変更になる可能性がありますけれども、19日を基軸にその前後で都合があう日がありますか。

○谷口隆明委員 休憩します。

午前10時39分 休 憩

午前10時40分 再 開

○桂藤和夫委員長 再開します。それでは18、19、20日あたりで調整します。もう一度、総務課長のところへ行って調整をした上で皆様に御通知を差し上げますので、よろしくお願いします。その次が11月25日の月曜日午後1時から予定をしておりますけれども、この日には三つの所管事務調査のまとめをします。12月定例会の直前ですけれども、微調整があればそこでさせていただいて、12月定例会に委員会報告として3件を報告したいと考えておりますので、よろしくお願いします。ほかにはないようですので、以上で本日の総務常任委員会を散会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時41分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委 員 長